

事例番号:270230

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第1子(妊娠中の第I子)

妊娠20週 TTTS(双胎間輸血症候群)徴候あり

妊娠21週 TTTSの診断で当該分娩機関へ紹介、FLP(胎盤吻合血管レーザー凝固術)の適応なし、経過観察

妊娠22週 両児間の推定体重、羊水量の差に拡大認めず

妊娠33週2日 双胎管理のため入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠35週5日

時刻不明 I児心拍数140拍/分、基線細変動あり、一過性頻脈あり、
サイソイダルパターン様心拍あり、II児心拍不明、
その後190-200拍/分を聴取

15:45 II児心拍異常のため緊急帝王切開により第1子(本児)娩出

15:47 第2子娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35週5日

(2) 出生時体重:1900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 7.31、BE -2.9mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分8点、生後5分9点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸

(6) 診断等:

出生当日 低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

頭部超音波断層法(出生当日):脳室左右差なし、前額断で頭頂部に両側巨大な嚢胞を認める

頭部CT(生後12日):多嚢胞性脳軟化症

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医2名、麻酔科医1名

看護スタッフ:助産師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、多嚢胞性脳軟化症と考える。

(2) 多嚢胞性脳軟化症の原因は、胎児期に発症した一絨毛膜二羊膜双胎の胎盤内血管吻合を介した血流不均衡に起因したI児の脳虚血(血流量の減少)と考える。

(3) 同児の脳血流異常の発症は妊娠中のいつかであるが、出生の直前ではないと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠21週で、FLP(胎盤吻合血管レーザー凝固術)の適応につきA医療機関にコンサルトしたことは医学的妥当性がある。

(2) 妊娠33週から入院管理としたのは選択肢のひとつである。

(3) 一絨毛膜二羊膜双胎というハイリスク妊娠の管理にあたり、入院診療録において患者の診察や検査に対する評価と判断についてカンファレンス等の記録はもとより医師の診療録記載がほとんどないことは医学的妥当性がない。この点

は外来診療録においても同様である。

【解説】 妊産婦に対して行われた投薬、検査とその結果、および医師の判断について、時刻を含め記録することが必要である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 35 週 5 日の胎児心拍数モニタリングで、前日までは認めなかったサイリッドル様パターンを I 児に認め、II 児の心拍異常を認めたため緊急帝王切開術を決定し施行したことは医学的妥当性がある。
- (2) この帝王切開決定にいたる過程に関する医師の診療記録の記載について、「経膈分娩の適応でない、急速遂娩が必要な症例」という「メモ」記載があるのみで、胎児心拍数モニタリングの所見と判定、評価、治療方針という一連の過程に関する診療録記録は皆無(事後記録もなし)であり、さらに帝王切開術の手術記録もないことは医学的妥当性がない。

【解説】 妊産婦に対して行われた投薬、検査とその結果、および医師の判断について、時刻を含め記録することが必要である。

- (3) 一絨毛膜二羊膜双胎の胎盤の血管吻合に関する医師の記載がないことは医学的妥当性がない。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) TTTS の発症を疑う症例の外来での管理指針について、特に羊水量と胎児血流計測の施行について院内で再検討することが望まれる。
- (2) 医師および助産師・看護師は診察および観察した所見、実施した検査や処置について、診療録に適確に記載することが望まれる。手術記録も同様に必ず記載することが望まれる。
- (3) 一絨毛膜二羊膜双胎であることから、胎盤の血管吻合等の肉眼的評価を実施すること、および胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 診療録管理部門において、診療録記載のチェック体制の確立が必要である。
- (2) ハイリスク妊娠の管理方針について、産科部門全体のカンファレンス等で、適宜個々の症例検討を行い治療方針を決定するシステムの確立が望まれる。もし、そうしたシステムがすでに確立されているのであれば、そのカンファレンス等での検討内容について診療録に記録すべきである。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 本事例のような TTTS の診断基準を満たさない症例を含めた一絨毛膜二羊膜双胎における脳性麻痺発症の原因究明と予防に対する研究を強化することが望まれる。
- イ. 医師の標準的な診療記録について指導を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし